

平成 24 年 10 月 9 日

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟  
会長 青木 久直  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木リビン 401 号  
電話 03-3354-4162

## 「税理士法に関する改正要望書」に対する意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴会におかれましては、去る 9 月 26 日開催の理事会にて「税理士法に関する改正要望書（以下「改正要望書」）」を機関決定し、翌日 9 月 27 日には国税庁長官及び財務省主税局長に改正要望書を提出されました。今後は、平成 25 年度税制改正大綱に法改正が明記され、来年の通常国会に法案が提出されることを目指して税政連と連携のうえ活動されることと存じます。

当連盟におきましても、従前より「使命の明確化」、「信頼される資格取得制度の確立」、「税務官公庁からの独立性の確保」、「代理権限の拡充・強化」を税理士法改正に向けての基本的考え方として議論を重ね、数次にわたり貴会に対して意見を申してきたところであります。

今回の改正要望書は、既に機関決定されたものではありませんが、改めて当連盟としての考えを表明すべく、重点項目 3 点と今回の改正要望書で突如追加された「税理士が行う租税教育への取組みの規定整備」に対する意見 1 点の 4 点に絞り、ここに意見書を提出します。

### 1. 税理士法第 1 条「使命」条項に納税者の権利擁護を明記すること

「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」及び「税理士法改正に関する意見（案）」でも同様であったが、この改正要望書でも「使命」については要望項目としてあげられていない。

しかし、職業法における使命は、すべての改正項目を検討するに際して念頭に置くべき前提となる事項であり、この改正要望書に至るまでの過程においても、多くの会員がその改正を要望してきた。

また、先日の税理士界（第 1296 号）の特別寄稿において、貴会税制審議会会長の金子宏教授は、税理士法第 1 条の解釈として、「～依頼人である納税者の権利・利益の保護が、税

理士の基本的役割の一つであることは、現行税理士法1条の解釈論として認められるところであるが、それをより明確にするためには、税理士法の改正の際にその旨を1条の中で規定することが望ましいと考える。」と論じられており、憲法に定める租税法律主義を受けての税理士制度の本質を明確に指摘されている。

先般の国税通則法の改正により、税務調査手続が一部法定化された。これを契機に、今後ますます税理士は、「納税者の権利を護る」役割を果たすことが要請されよう。このような状況において、今こそ、納税者の権利を擁護する職業群は、唯一、我々であることを税理士法上に堂々と明記すべきである。

## **2. 税理士法第3条第1項第3号及び第4号を削除し、弁護士、公認会計士への税理士資格自動付与を廃止すること**

今次法改正の要諦はまさにここにあり、両者への税理士資格自動付与廃止については、最も優先的に措置されなければならない項目である。

この項目について、改正要望書では「弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである。」と記述されており、当連盟も「税理士となるに必要な知識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること（法第6条）」を目的として行われる税理士試験の合格者に対してのみ、税理士資格を付与する法改正の方向性に賛意を表しているところである。

しかし、この改正要望書の一部の文言（太字・傍点箇所）をとらまえると、必ずしも税務に関する専門性を問う能力担保措置が、唯一絶対に税理士試験であるとは読み取ることができず、試験以外の能力担保措置の可能性を暗示したものと誤解を生む危険性がある。

税理士は、固有の重要な使命を国民から負託されており、税理士の使命を達成しつつ納税者の信頼に答え得るのか否かの資質の検証は、あくまでも税理士試験制度においてなされなければ国民の要請に的確に応えることができない。また、国家資格として独占業務を有する職業法上の資格を得るためには、国民すべてが公平、平等に努力する責を負うべきである。社会通念に照らしても公正な方法で実施される国家試験に合格した者が税理士となる資格を有する者となるのが当然であり、試験以外の能力担保措置は設けるべきではない。

この観点に立てば、原則として試験科目の免除も認めるべきではなく、例外的に弁護士・公認会計士に対して一部科目を免除する場合も、合理性、妥当性のある科目に極力限定されるべきである。

なお、以前、「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」にて示された「経過措置としての特別研修の受講義務制度の創設による能力担保措置」などは、法改正の理念を損なうものであり、到底首肯できないことを付言する。

## **3. 税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格自動付与を廃止すること**

税務官公署等行政実務経験者に対する能力担保措置として、「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」及び「税理士法改正に関する意見（案）」では、若干の表現の相違はあるが、「国税審議会の指定研修の一層の充実及び運営の透明性の確保」により行うとの方向性が示されていた。しかし、この改正要望書では一切触れられておらず、「専門職業に対する資格付与は、専門性を問う試験を通じて行うことが原則である」とする改正要望書の方向性と論理的矛盾を生じている。また、日本公認会計士協会は税理士法改正反対理由の一つとして「税務官公署等行政実務経験者の能力担保措置に言及していない」ことをあげており、弁護士、公認会計士に対して税理士試験による能力担保措置を講じる以上、当然、税務官公署等行政実務経験者に対する試験免除制度も改正するべきである。

現行法上、税務官公署等行政実務経験者については、税理士法第 8 条第 1 項第 4 号乃至第 10 号において、税法科目と会計科目の税理士試験免除が規定されている。これは、結果として、1 科目も税理士試験に合格することなく税理士の資格を取得することが可能なシステムとなってしまっている。

一方、一般国民が税理士の資格を取得するには、原則として会計科目 2 科目、税法科目 3 科目の計 5 科目に合格するという難関を突破しなければならない。

この両者の差異を考察すると、第一に、税法科目免除について、税務官公署等行政実務経験者が税法に関する事務に従事したことをもって、何故に税理士試験合格と同等以上の資質をもたらすといえるのか、客観的合理性がないうえに、一般受験生に比し著しく不公平であり、公正な資格取得制度といえない。

第二に、会計科目免除について、税務官公署等行政実務経験者が、いわゆる指定研修を修了したことによる会計科目の免除も合理的とはいえない。税務官公署等行政実務経験者に対する指定研修は、税務官公署等職員が税務行政に携わるために必要な知識を習得する目的で行われるものであり、税理士の業務に携わるために必要な学識及びその応用能力を有するかについての判断として行われる税理士試験とは、本質的に目的を異にするものである。

前回の平成 13 年改正において、指定研修については、その指定基準を財務省令で定め、研修終了には所定の試験に合格することが必要である旨を明記し、研修の内容等について情報公開するとともに、国税審議会により継続的に検証する必要があるとされた。それに伴い、税理士法第 8 条第 1 項第 10 号に国税審議会の指定した研修（財務省令で定める要件を満たす研修のうち、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第 1 項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものと認めて指定したものをいう。）との文言が追加された。

国会での審議においても、この問題を重視し、「税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配慮し、その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。」との附帯決議が、平成 13 年 4 月 10 日の参議院財政金融委員会及び平成 13 年 5 月 25 日の衆議院財政金融委員会で行われた。

しかし、現在においてもこの問題は改善されず、公表されている指定研修終了試験問題と現在の税理士試験（簿記論、財務諸表論）を比べて試験問題の難易度、試験方法、合格

率の観点から鑑みても明らかに同程度とはいえない。しかも、「研修の実施状況、所定の試験のレベルが税理士として必要な学識として十分なものであるかどうか」を国税審議会で検証し、その結果を公表することとされたが、公表は実施結果や試験問題だけであり、13年改正が要請する研修制度の合理性の検証については、結果の公表が全くされていない。

本来、そのような研修、試験であるならば、免除せずとも税理士試験を受験して合格すれば良いだけの話である。同様の指摘が、規制改革・民間開放推進会議においても「能力が備わっておれば、一般の受験者とともに税理士試験を受け、合格したものが資格を取得すべきである。(規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申、平成18年7月31日)」として、答申されている。

税理士試験合格者と同程度の学識を習得できたかどうかは、資格の透明性の観点からも同一試験を合格することにより担保・検証されなければならない。よって税務官公署等行政実務経験者の勤務経験、指定研修修了による試験免除制度は明らかに単なる公務員特権であり、即刻廃止すべきである。

#### **4. 税理士が行う租税教育への取組みの規定整備は現段階では時期尚早であること**

税理士会が事業として行っている租税教育は、元々、各地の税理士有志がそれぞれ地元の小学校などに自発的に赴いて、子供達に税金や税理士制度の話をするところから始まった「租税教室」がベースとなっている。しかし、国税庁が従来から「納税環境整備」の一環として行ってきた「租税教育」は、これとは趣を異にし、あくまでも現行税制や政府税制調査会(＝官僚や財界)の意向を受けた税制を是としたものであり、現行の手続きを説明するという意味においては意義があるものの、同様に「租税教育」として実施されていることに違和感を覚える。

従って、税制に対する建議権を持ち、税制をより良い方向に変えていく存在である税理士会が課税庁と同じ論調で現行税制や政府税調(＝官僚や財界)の意向を受けた税制をそのまま是とするような「租税教育」を行うのは、非常に問題がある。

本来、教育であれば学校教育のカリキュラムの中に入れて学校の教員が教えるべきである。そうすれば教科書検定などの議論を通して、あるいは教育者などの第三者的な視点を通してチェックが入るので、一方的な視点の押しつけには制限がかかり、「教育」としての存在意義も認められることになろう。

税理士が、学校教育の場で税に関して解説等を行うのであれば、税理士及び税理士会が独自の資料等で、納税の義務と権利の関係を納税者の立場で解説し、現行税制が完全ではないこと、政治的に歪められることがあることなどについても説明し、国民が税について深く考え「あるべき租税制度」にむけて発言することができるようになることを目指し、行っていくべきである。

貴会は「租税教育基本指針」を平成23年4月21日に制定し、租税教育の目的等についての基本的な方針を示すとともに、本年4月26日開催の臨時総会にて「租税教育推進部」を創設し、税理士会をあげて租税教育に取り組んでいくこととしている。しかし、実際に各地の税理士会で実施されている租税教室の現場では、国税当局が作成した資料をそのま

ま使用して行うなど、国税当局が行っている租税教室と何ら変わらないものが散見される。

また、この要望項目は会則の変更を求めるものであるが、会則は税理士が税理士会会員として遵守すべき最も重要な基本規則であり、税理士会の自治の観点から照らしても憲法的性格を持つものであるため、その変更には慎重なる判断が求められる。

よって、このまま議論を深めることなく単純に会則に規定し、租税教育事業を拡大していくのはあまりに拙速であり危険である。まずは、税理士が行う租税教育の意義や役割についての全会的議論を深めることが先決であり、その後、会則に規定すべきか否かについて慎重なる検討がされなければならない。

そもそもこの要望項目自体、「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」及び「税理士法改正に関する意見（案）」において一切触れられたものではなく、会員からの強い要望があったものでもないのに、突如として、しかも最終の段階において項目としてあげられたものである。そこには会員の意思は存在しておらず、一部の執行部の考えのみをベースにした独断専行による進め方であるとの批判を免れることはできないため、手続的瑕疵をも併せ指摘せざるを得ない。

現段階では、要望項目として採り上げるのは時期尚早であり、深度ある議論を経る必要がある。

以 上